

# 5

相生町・東雲町・花園(一部を除く)・  
山田町・入船1丁目3番15~17号 地区

可燃	燃やすごみ(有料)
不燃	燃やさないごみ(有料)
かん等	かん、びん、蛍光灯・電球、筒型乾電池、 スプレーかん類(カセット式ガスボンベを含む。)
紙類	新聞(チラシ・雑紙を含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙パック、紙製容器包装
プラ類	ペットボトル、プラスチック製容器包装

## 令和2年4月から 令和3年3月まで 収集カレンダー

### 4

月	火	水	木	金
.	.	1	可燃 2	かん等 3
可燃 6	プラ類 7	不燃 8	可燃 9	紙類 10
可燃 13	プラ類 14	不燃 15	可燃 16	かん等 17
可燃 20	プラ類 21	不燃 22	可燃 23	紙類 24
可燃 27	プラ類 28	不燃 29	可燃 30	.

### 5

月	火	水	木	金
.	.	.	.	かん等 1
可燃 4	プラ類 5	不燃 6	可燃 7	紙類 8
可燃 11	プラ類 12	不燃 13	可燃 14	かん等 15
可燃 18	プラ類 19	不燃 20	可燃 21	紙類 22
可燃 25	プラ類 26	不燃 27	可燃 28	かん等 29

### 6

月	火	水	木	金
可燃 1	プラ類 2	不燃 3	可燃 4	紙類 5
可燃 8	プラ類 9	不燃 10	可燃 11	かん等 12
可燃 15	プラ類 16	不燃 17	可燃 18	紙類 19
可燃 22	プラ類 23	不燃 24	可燃 25	かん等 26
可燃 29	プラ類 30	.	.	.

※ペットボトルは、ふたとラベルを必ず外し、プラスチック製容器包装とは別の袋に入れて出してください。

### 7

月	火	水	木	金
.	.	不燃 1	可燃 2	紙類 3
可燃 6	プラ類 7	不燃 8	可燃 9	かん等 10
可燃 13	プラ類 14	不燃 15	可燃 16	紙類 17
可燃 20	プラ類 21	不燃 22	可燃 23	かん等 24
可燃 27	プラ類 28	不燃 29	可燃 30	紙類 31

### 8

月	火	水	木	金
可燃 3	プラ類 4	不燃 5	可燃 6	かん等 7
可燃 10	プラ類 11	不燃 12	可燃 13	紙類 14
可燃 17	プラ類 18	不燃 19	可燃 20	かん等 21
可燃 24	プラ類 25	不燃 26	可燃 27	紙類 28
可燃 31	.	.	.	.

### 9

月	火	水	木	金
.	プラ類 1	不燃 2	可燃 3	かん等 4
可燃 7	プラ類 8	不燃 9	可燃 10	紙類 11
可燃 14	プラ類 15	不燃 16	可燃 17	かん等 18
可燃 21	プラ類 22	不燃 23	可燃 24	紙類 25
可燃 28	プラ類 29	不燃 30	.	.

### 10

月	火	水	木	金
.	.	.	可燃 1	かん等 2
可燃 5	プラ類 6	不燃 7	可燃 8	紙類 9
可燃 12	プラ類 13	不燃 14	可燃 15	かん等 16
可燃 19	プラ類 20	不燃 21	可燃 22	紙類 23
可燃 26	プラ類 27	不燃 28	可燃 29	かん等 30

### 11

月	火	水	木	金
可燃 2	プラ類 3	不燃 4	可燃 5	紙類 6
可燃 9	プラ類 10	不燃 11	可燃 12	かん等 13
可燃 16	プラ類 17	不燃 18	可燃 19	紙類 20
可燃 23	プラ類 24	不燃 25	可燃 26	かん等 27
可燃 30	.	.	.	.

### 12

月	火	水	木	金
.	プラ類 1	不燃 2	可燃 3	紙類 4
可燃 7	プラ類 8	不燃 9	可燃 10	かん等 11
可燃 14	プラ類 15	不燃 16	可燃 17	紙類 18
可燃 21	プラ類 22	不燃 23	可燃 24	かん等 25
可燃 28	プラ類 29	不燃 30	可燃 31	.

※ライターは使い切って、透明・半透明の袋に入れ「燃やさないごみ」の袋に縛り付けて出してください。

### 1

月	火	水	木	金
.	.	.	.	1
可燃 4	プラ類 5	不燃 6	可燃 7	紙類 8
可燃 11	プラ類 12	不燃 13	可燃 14	かん等 15
可燃 18	プラ類 19	不燃 20	可燃 21	紙類 22
可燃 25	プラ類 26	不燃 27	可燃 28	かん等 29

### 2

月	火	水	木	金
可燃 1	プラ類 2	不燃 3	可燃 4	紙類 5
可燃 8	プラ類 9	不燃 10	可燃 11	かん等 12
可燃 15	プラ類 16	不燃 17	可燃 18	紙類 19
可燃 22	プラ類 23	不燃 24	可燃 25	かん等 26
.	.	.	.	.

### 3

月	火	水	木	金
可燃 1	プラ類 2	不燃 3	可燃 4	紙類 5
可燃 8	プラ類 9	不燃 10	可燃 11	かん等 12
可燃 15	プラ類 16	不燃 17	可燃 18	紙類 19
可燃 22	プラ類 23	不燃 24	可燃 25	かん等 26
可燃 29	プラ類 30	不燃 31	.	.

\*収集日当日の朝8時30分までに出してください。  
前日の夜や収集後に出すとカラス等に荒らされ散乱して、  
ご近所の迷惑になります。

\*ごみ・資源物の分け方・出し方  
・はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などに包み、  
「燃やさないごみ」に出してください。  
・注射針は、医療機関または調剤薬局に返却してください。  
・資源物でも、汚れの取れないものは「燃やすごみ」または  
「燃やさないごみ」に出してください。

\*ごみステーションは、使用する皆さんで管理しています。  
お住まいの地域のごみステーション以外には絶対に出  
さないでください。

\*粗大ごみは、右記の収集運搬業許可業者へ収集を依頼  
してください。(有料となります)  
下記のもの粗大ごみになります。  
・長さが1mを超えるもの。  
・ひとつの重さが50kgを超えるもの。  
・容積が0.1㎡(100リットル)を超えるもの。

収集運搬業許可業者(50音順)	電話
(有) 大森産業	22-3389
(株) 小樽衛生化学工業	54-7506
(有) 小原興業	54-8316
(株) クリーンサービス	33-2633
(株) 北海道木村	0133-72-6028
(有) 松本産業	34-1677

問合せ先: ●清掃事業所 電話32-4111(内線325)(直通)22-3854・FAX22-8141 ●ごみ減量推進課 電話32-4111(内線323),FAX32-5032